

下水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
	<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。</p>

「協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い(つづき)
調整の内容	<p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道事業	<p><b>【幕別町公共下水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 昭和50年度</li> <li>・目標年度 平成27年度</li> </ul> <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理面積 計画 257.0ha</li> <li>                  認可 226.3ha</li> <li>                  整備済 179.9ha</li> <li>・処理人口 計画 6,300人</li> <li>                  認可 6,175人</li> <li>                  整備済 4,784人</li> <li>・計画汚水量 全体3,430m<sup>3</sup>/日</li> <li>                  認可2,650m<sup>3</sup>/日</li> </ul> <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨強度 7年確率(28mm/時)</li> </ul> <p><b>【幕別町流域関連公共下水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 昭和59年度</li> <li>・目標年度 平成27年度</li> </ul> <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理面積 計画 761.0ha</li> <li>                  認可 482.5ha</li> <li>                  整備済 432.2ha</li> <li>・処理人口 計画 18,600人</li> </ul>	<p><b>【更別村特定環境保全公共下水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 平成9年度</li> <li>・目標年度 平成29年度</li> </ul> <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理面積 計画 121.0ha</li> <li>                  認可 110.0ha</li> <li>                  整備済 87.6ha</li> <li>・処理人口 計画 1,800人</li> <li>                  認可 1,750人</li> <li>                  整備済 1,728人</li> <li>・計画汚水量 全体 850m<sup>3</sup>/日</li> <li>                  認可 820m<sup>3</sup>/日</li> </ul> <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨強度 10年確率(30mm/時)</li> </ul> <p><b>【上更別地区農業集落排水事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認年度 平成11年度</li> <li>・目標年度 平成15年度完了</li> </ul> <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理面積 計画 11.4ha</li> <li>                                  整備済 11.4ha</li> <li>・処理人口</li> </ul>	<p><b>【忠類地区農業集落排水事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認年度 平成6年度</li> <li>・目標年度 平成12年度完了</li> </ul> <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理面積 計画 123.9ha</li> <li>                                  整備済 112.0ha</li> <li>・処理人口 計画 1,600人</li> <li>                                  整備済 1,240人</li> <li>・計画汚水量 全体 528m<sup>3</sup>/日</li> </ul> <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道事業 (つづき)	認可 18,160人 整備済 16,616人 ・計画汚水量 全体7,320m <sup>3</sup> /日 認可6,690m <sup>3</sup> /日 整備済は平成15年度末現在 (雨水) ・降雨強度 10年確率(31mm/時) ・雨水ポンプ所 2カ所	整備済 108人 ・計画汚水量 全体 66m <sup>3</sup> /日 整備済は平成15年度末現在 (雨水) なし		
下水道受益者負担金(分担金)	<b>【対象事業】</b> 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業 <b>【負担金の額】</b> ・土地の面積に1m <sup>2</sup> 当たり380円を乗じて得た額 <b>【賦課】</b> 供用開始の年度に公告し翌年度に賦課 <b>【徴収】</b> ・納付方法 分割納付 5年 (一括納付制度あり) ・負担金の納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日	<b>【対象事業】</b> 特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業 <b>【分担金の額】</b> ・公共枿1基又は建物1戸当たり70,000円 <b>【賦課】</b> 排水設備の接続があった年度の翌年度に賦課 <b>【徴収】</b> ・納付方法 分割納付 2年 (一括納付制度あり) ・分担金の納期 第1期 7月11日～同月31日 第2期 9月11日～同月30日 第3期 11月11日～同月30日 第4期 1月11日～同月31日	該当なし	次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。 (1)公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (2)農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のと

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道受益者 負担金（分担 金） （つづき）	<p>・各納期の負担金の額は各受益者の当該年度の負担金の額を4で除して得た額</p> <p>【減免】</p> <p>国又は地方公共団体が、公用に供し又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>公の生活扶助により保護を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>	<p>・各納期の分担金の額は、各受益者の分担金の額を8で除して得た額</p> <p>【減免】</p> <p>生活保護法により保護を受けている受益者</p> <p>前記に掲げる場合のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた受益者</p>		<p>おり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況						調整の具体的内容
	幕別町		更別村		忠類村		
下水道使用料	【使用料の額】 消費税抜き ・月額 (一般用)		【使用料の額】 消費税込み ・月額 (一般用)		【使用料の額】 消費税込み ・月額 (一般用)		次の区分により調整する。 (1)使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。 (2)使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3)徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。 (4)減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	排出量	金額	排出量	金額	排出量	金額	
	10m <sup>3</sup> まで	1,160円	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	8 m <sup>3</sup> まで	1,300円	
	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき117円	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき140円	8 m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき140円	
	(公衆浴場)				(団体用)		
	排出量	金額			排出量	金額	
	100m <sup>3</sup> まで	2,912円			20m <sup>3</sup> まで	3,300円	
	100m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき30円			20m <sup>3</sup> を超えるもの	1 m <sup>3</sup> につき140円	
	【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 その使用水量とする。使用水量の決定は使用水量を測定し得る機器があるときは、計測装置により測定された水量により、計測機器がないときは次の基準により認定  ～基準～ ア.家事にのみ使用する場合		【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を排除した場合 使用水量を測定し得る機器が設置されているときは、それにより測定された水量とし、それがないときは次の基準により認定  ～基準～ ア.家事にのみ使用する場合		【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 揚水量とする。この場合の揚水量の決定は、揚水量測定器又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは、次の基準により認定 ～基準～ ア.家事にのみ使用する場合		

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道使用料 (つづき)	<p>1戸5人まで10m<sup>3</sup>。1人増すごとに2m<sup>3</sup>、浴槽1個につき3m<sup>3</sup>、水洗式大便器1個につき2m<sup>3</sup>、水洗式小便器1個につき1m<sup>3</sup>、大小兼用便器1個につき3m<sup>3</sup>。</p> <p>1.その他の場合 使用状況等を考慮して決定水道水と水道水以外の水を併用する場合 との合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 使用日数2分の1以下は、使用水量を翌月又は前月使用料に加算 使用日数2分の1を超える場合は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月末日</p> <p>【減免】 公益上その他特別の事情があると認めるとき</p>	<p>使用者2人まで10m<sup>3</sup>。1人増すごとに5m<sup>3</sup>、し尿に関する汚水量は、1人につき1m<sup>3</sup>。</p> <p>1.その他の場合 使用状況等を考慮して決定水道水と水道水以外の水を併用した場合 との合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 使用日数15日以下で使用水量が基本水量の2分の1以下は、基本料金の2分の1の額 使用日数16日以上又は15日以下でも使用水量が2分の1以上は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月25日</p> <p>【減免】 幕別町と同一</p>	<p>1人当たり2m<sup>3</sup>。浴槽1個につき3m<sup>3</sup>、水洗式大便器1個につき2m<sup>3</sup>、水洗式小便器1個につき1m<sup>3</sup>、大小兼用便器1個につき3m<sup>3</sup>。</p> <p>1.その他の場合 使用状況等を考慮して決定水道水と水道水以外の水を併用した場合 との合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 基本料金に満たない場合 使用日数10日以内は3分の1の額 使用日数10日から20日以内は3分の2の額 使用日数20日超は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月21日</p> <p>【減免】 幕別町と同一</p>	



区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道占用料	通路・作業場等 1㎡につき月額50円 電柱・支柱等 1本につき月額50円 水道管・ガス管等 1mにつき月額5円	該当なし	該当なし	幕別町の例により、合併時に統一する。
下水道資金貸付制度	<b>【水洗便所改造等資金貸付制度】</b> ・貸付対象 公共下水道の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く  ・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還	<b>【排水設備改造資金貸付制度】</b> ・貸付対象 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において村の設置する公共桝に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事とし、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く ・貸付限度額 1基につき60万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を60カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還	<b>【排水設備改造資金貸付制度】</b> ・貸付対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む  ・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還	更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 公共下水道の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 改造する便器1基につき4万円（最高2基まで）</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において村の設置する公共柵に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事とし、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 供用開始の公示後、1戸につき 1年未満 5万円 1年以上2年未満 4万円 2年以上3年未満 3万円</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下記の特例の補助(1)のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 通常の補助 1戸につき10万円以内 特例の補助(1) 1戸につき3万円以内 特例の補助(2) 1戸につき壁面線までの距離が30mを超える場合はその超えた分の工事費を全額補助 及び は、 の上乗せ補助</li> </ul>	<p>更別村の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設整備事業	<p>【幕別地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画年度 平成7年度</li> <li>・区域 公共下水道認可区域外</li> <li>・事業期間 平成8年度～平成20年度</li> <li>・設置規模 5人槽～50人槽</li> <li>・計画基数 239基</li> <li>・設置基数 172基 平成15年度末現在</li> </ul> <p>【札内地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画年度 平成7年度</li> <li>・区域 流域関連公共下水道認可区域外</li> <li>・事業期間 平成8年度～平成20年度</li> <li>・設置規模 5人槽～50人槽</li> <li>・計画基数 260基</li> <li>・設置基数 156基 平成15年度末現在</li> </ul>	<p>【更別地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画年度 平成13年度</li> <li>・区域 公共下水道認可区域外及び農業集落排水区域外</li> <li>・事業期間 平成14年度～平成23年度</li> <li>・設置規模 5人槽～20人槽</li> <li>・計画基数 215基</li> <li>・設置基数 98基 (うち無償譲受分54基) 平成15年度末現在</li> </ul>	<p>【忠類地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画年度 平成11年度</li> <li>・区域 農業集落排水区域外</li> <li>・事業期間 平成12年度～平成15年度</li> <li>・設置規模 5人槽～10人槽</li> <li>・計画基数 80基</li> <li>・設置基数 69基 平成15年度末現在</li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容																				
	幕別町	更別村	忠類村																					
個別排水処理施設受益者分担金	<p><b>【分担金の額】</b></p> <p>5人槽 92,000円 6人槽 124,000円 7人槽 153,000円 8人槽 172,000円 10人槽 229,000円 11～20人槽 310,000円 21～30人槽 513,000円 31～40人槽 673,000円 41～50人槽 862,000円</p> <p><b>【賦課】</b> ・浄化槽を設置した年度に賦課</p> <p><b>【徴収】</b> ・納付方法 一括納付（分割納付制度なし）</p> <p>・納期 設置した翌月末日</p>	<p><b>【分担金の額】</b></p> <p>5人槽 110,000円 6人槽 120,000円 7人槽 140,000円 8人槽 150,000円 10人槽 180,000円 11～20人槽 260,000円</p> <p><b>【賦課】</b> ・浄化槽を設置した翌年度に賦課</p> <p><b>【徴収】</b> ・納付方法 分割納付 5年（一括納付制度あり）</p> <p>・納期 第1期 7月11日～同月31日 第2期 9月11日～同月30日 第3期 11月11日～同月30日 第4期 1月11日～同月31日</p> <p>・各納期の額は、各受益者の分担金の額を20で除して得た額</p>	該当なし	<p>次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、次のとおり合併時に統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>92,000円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>513,000円</td> </tr> <tr> <td>31～40人槽</td> <td>673,000円</td> </tr> <tr> <td>41～50人槽</td> <td>862,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p>	人槽別	金額	5人槽	92,000円	6人槽	120,000円	7人槽	140,000円	8人槽	150,000円	10人槽	180,000円	11～20人槽	260,000円	21～30人槽	513,000円	31～40人槽	673,000円	41～50人槽	862,000円
人槽別	金額																							
5人槽	92,000円																							
6人槽	120,000円																							
7人槽	140,000円																							
8人槽	150,000円																							
10人槽	180,000円																							
11～20人槽	260,000円																							
21～30人槽	513,000円																							
31～40人槽	673,000円																							
41～50人槽	862,000円																							

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設受益者分担金 (つづき)	<p><b>【減免】</b> 生活保護法により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 事業のため、費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者 前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる家屋に係る受益者</p>	<p><b>【減免】</b> 生活保護法により保護を受けている受益者 前号に掲げる場合のほか、その状況により特に減免する必要があると認められた受益者</p>		<p>(3)徴収については、次のとおり合併時に再編する。 納付方法 分割納付 5年 (一括納付制度あり) 納期 第1期 6月16日 ~ 同月30日 第2期 8月16日 ~ 同月31日 第3期 10月16日 ~ 同月31日 第4期 12月1日 ~ 同月25日 (4)減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容																																				
	幕別町	更別村	忠類村																																					
個別排水処理施設使用料	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table> <tr><td>5人槽</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>31~40人槽</td><td>10,300円</td></tr> <tr><td>41~50人槽</td><td>13,600円</td></tr> </table> <p>【賦課】 使用開始月から賦課 15日未満 月額の2分の1 15日以上 月額</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月30日まで</p> <p>【減免】 公益上その他特別の理由があるとき</p>	5人槽	2,600円	6人槽	2,900円	7人槽	3,200円	8人槽	3,500円	10人槽	4,200円	11~20人槽	5,400円	21~30人槽	7,700円	31~40人槽	10,300円	41~50人槽	13,600円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table> <tr><td>5人槽</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>5,100円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>【賦課】 使用開始月の翌月から賦課</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月25日</p> <p>【減免】 幕別町と同一 浄化槽無償譲渡者に対し減免を適用（H18年度まで）</p>	5人槽	4,000円	6人槽	4,300円	7人槽	4,500円	8人槽	5,000円	10人槽	5,100円	11~20人槽	6,000円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table> <tr><td>5人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>2,560円</td></tr> </table> <p>【賦課】 幕別町と同一</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月月末</p> <p>【減免】 幕別町と同一 マンホールポンプ使用者に対し減免を適用</p>	5人槽	2,560円	7人槽	2,560円	10人槽	2,560円	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1)使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2)賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3)徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4)減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
5人槽	2,600円																																							
6人槽	2,900円																																							
7人槽	3,200円																																							
8人槽	3,500円																																							
10人槽	4,200円																																							
11~20人槽	5,400円																																							
21~30人槽	7,700円																																							
31~40人槽	10,300円																																							
41~50人槽	13,600円																																							
5人槽	4,000円																																							
6人槽	4,300円																																							
7人槽	4,500円																																							
8人槽	5,000円																																							
10人槽	5,100円																																							
11~20人槽	6,000円																																							
5人槽	2,560円																																							
7人槽	2,560円																																							
10人槽	2,560円																																							

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設資金貸付制度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において村の設置する排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>・貸付限度額 1基につき60万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を60カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む</li> <li>・貸付の限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能)</li> <li>・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>補助金額 改造する便器 1 基につき 4 万円（最高 2 基まで）</li> </ul>	該当なし	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>補助金額 通常の補助 1 戸につき10万円以内 特例の補助 1 戸につき 3 万円以内 は、 の上乗せ補助</li> </ul>	<p>次のとおり合併時に再編する。</p> <p>補助対象 排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後 1 年以内の工事を対象 補助金額 1 戸につき 5 万円</p>



### 3 町村の下水道等水洗化人口及び水洗化率

町村名	行政区域内人口	下水道				個別排水処理施設		合計	
		国土交通省所管			農林水産省所管	総務省所管			
		公共下水道事業	流域関連公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	個別排水処理施設整備事業			
		主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。		主として市街化区域における下水を排除し、流域下水道に接続し、地方公共団体が管理する下水道。		公共下水道のうち市街化調整区域外において下水を排除し、地方公共団体が管理する下水道で概ね1,000人から10,000人を対象とする。			主として農業振興地域内の農業集落における汚水を処理する施設で概ね1,000人以下を対象とする。
幕別町	25,422人	4,604人	15,698人			1,345人	21,647人 85.2%		
更別村	3,453人			1,520人	88人	604人	2,212人 64.1%		
忠類村	1,837人				1,084人	305人	1,389人 75.6%		
合計	30,712人	4,604人	15,698人	1,520人	1,172人	2,254人	25,248人 82.2%		

行政区域内人口は、平成16年3月末日現在の住民基本台帳登録人口

上段数字 = 平成16年3月末日現在の処理区域内水洗化人口

下段数値 = 水洗化率

### 一般家庭における下水道使用料管内市町村比較

< 1 カ月当たりの使用料（消費税込み） >

使用水量	10m <sup>3</sup>		20m <sup>3</sup>		30m <sup>3</sup>	
	料金 順位	料金 順位	料金 順位	料金 順位	料金 順位	料金 順位
幕別町	1,218円	17	2,446円	18	3,675円	18
更別村	1,400円	7	2,800円	7	4,200円	6
忠類村	1,580円	3	2,980円	3	4,380円	3
帯広市	1,354円	13	2,709円	13	4,189円	9
音更町	1,396円	10	2,793円	10	4,189円	9
土幌町	1,410円	6	2,810円	6	4,210円	5
上土幌町	1,200円	18	2,200円	20	3,200円	20
鹿追町	1,376円	12	2,756円	12	4,136円	13
新得町	1,200円	18	2,400円	19	3,600円	19
清水町	1,560円	4	2,860円	5	4,160円	12
芽室町	1,450円	5	2,899円	4	4,348円	4
中札内村	1,400円	7	2,800円	7	4,200円	6
大樹町	1,250円	16	2,500円	16	3,750円	16
広尾町	1,600円	2	3,200円	2	4,800円	2
池田町	1,680円	1	3,360円	1	5,040円	1
豊頃町	1,120円	20	2,520円	15	3,920円	15
本別町	1,380円	11	2,780円	11	4,180円	11
足寄町	1,400円	7	2,800円	7	4,200円	6
陸別町	1,300円	14	2,500円	16	3,700円	17
浦幌町	1,300円	14	2,700円	14	4,100円	14

## 一般家庭における個別排水処理施設使用料の比較

< 1 カ月当たりの使用料（消費税込み） >

人槽別	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽
幕別町	2,600円	2,900円	3,200円	3,500円	4,200円
更別村	4,000円	4,300円	4,500円	5,000円	5,100円
忠類村	2,560円		2,560円		2,560円
帯広市	水道メーターによる従量制				
音更町	3,045円		3,570円		4,935円
士幌町	該当施設なし				
上士幌町	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
鹿追町	2,040円	2,040円	2,040円	2,040円	2,040円
新得町	該当施設なし				
清水町	該当施設なし				
芽室町	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円
中札内村	該当施設なし				
大樹町	2,600円		2,600円		2,600円
広尾町	3,900円		4,600円		5,700円
池田町	該当施設なし				
豊頃町	該当施設なし				
本別町	3,095円	3,490円	3,872円	4,243円	5,020円
足寄町	該当施設なし				
陸別町	該当施設なし				
浦幌町	3,300円	4,000円	4,700円	5,400円	6,800円

## 先進事例

### ささやまし 篠山市(兵庫県)

- (1) 下水道使用料については、篠山町の例による。
- (2) 生活排水処理事業に係る受益者負担金については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。
  - イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。
- (3) 生活排水処理事業に係る加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。
  - イ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。
- (4) 生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。
  - イ 合併処理浄化槽設備整備事業補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。
  - ウ 水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。
- (5) 下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

### やまがたし 山県市(岐阜県)

- ・ 農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。
- ・ 新規加入負担金については、高富町の例による。

### おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

下水道使用料については、合併時までに調整する。  
下水道分担金については、合併時までに調整する。  
特定環境公共下水道事業の取扱いについては、大崎町の事業は、現行どおり新町に引継ぐものとし、木江町の事業については、新町建設計画に計上し、計画的に実施するものとする。  
農業集落排水事業の取扱いについては、現行のとおり新町に引継ぐものとする。  
漁場集落排水事業の取扱いについては、現行のとおり新町に引継ぐものとする。

### ふじかわくちこまち 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 使用料金及び管理方法については、当面現行のとりとするが、統一に向けて新町において調整する。
- (2) 事業会計については、合併時に統一し、下水道特別会計、精進特定環境保全公共下水道特別会計及び本栖下水道の維持管理については、新町においても引き続き管理組合に委託する。
- (3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、新町においても継続する。

大崎市(宮城県 合併予定 平成17年4月1日)

- 1 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、事業の推進を図る。
- 2 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の下水道使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度に古川市の料金及び料金体系を基本に統一に向け検討する。なお、統一にあたっては、大口需要者に配慮した料金とする。
- 3 受益者負担金(分担金)については、次のとおり調整する。
  - (1) 公共下水道事業における受益者負担金(分担金)の取扱いについては、下水道処理区毎に現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の下水道計画の策定に合わせて調整を図る。
  - (2) 農業集落排水事業の受益者分担金については、合併時に事業が継続中の地区は処理区毎に現行のとおりとし、新市において事業を開始する地区は、新たに分担金を設定する方向で調整する。
  - (3) 浄化槽市町村整備推進事業の受益者分担金は、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
  - (4) 各事業に係る受益者負担金(分担金)の徴収方法については、5年分割又は一括納付とする。徴収猶予及び減免については、事業毎に合併時に統一を図る。なお、一括納付に係る納付特例及び報奨金制度については、平成19年度の下水道使用料の統一まで継続する。
  - (5) 各事業に係る納期については、6月・9月・12月・翌年2月の4期とする。
- 4 排水設備設置整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市建設計画及び下水道計画との整合性を図り、浄化槽市町村整備推進事業への移行を含め検討する。
- 5 排水設備工事指定店の保証金、指定手数料及び排水設備等工事責任者登録手数料については、合併時に廃止する。
- 6 助成制度の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 水洗便所等改造資金及び浄化槽設置に伴う水洗便所等改造資金の融資斡旋制度については、新市において新たに創設する。
  - (2) 排水設備等設置助成については、合併時に廃止する。